

7. 三重県環境基本計画中間案

1 計画策定の趣旨

三重県環境基本計画（以下「計画」という）は、平成9年6月に策定（平成16年6月改定）しましたが、平成22年度で期間が終了することから、今回、新たに平成23年度から10年間を計画期間とする新しい計画を策定します。

2 計画の位置付け

計画は、三重県環境基本条例（以下「条例」という）第9条第1項に基づき策定するもので、三重県の環境保全に関する取組の基本方向を示すマスタープランとして位置づけられます。

3 計画の基本的性格

- ①県が行う環境保全施策等を明らかにした行政計画です。
- ②県民、事業者、市町など各主体に期待される役割と取組の方向を明示し、各主体間の連携促進を図るものです。

4 計画の期間と目標年度

平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とし、目標年度は平成32年度とします。

5 条例により計画に定めるべき事項

条例第9条第2項により、計画には次に掲げる事項について定めることとされています。

- ①環境の保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針
- ②前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

6 計画のめざすべき姿

かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

このめざすべき姿を実現するため、次の2つの基本目標を設定します。

・基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

環境への負荷がその許容量を超えないよう努めることで、気候変動、大気環境、水循環の安定化が図られるとともに、廃棄物の排出ができる限り抑えられることで、私たちの生活の豊かさが実感できる社会となることをめざします。

・基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

自然生態系の中で多様な生物が互いに影響し合い、バランスを維持し続けることで自然環境が健全に保たれ、飲料水や食糧供給など様々な恵みを私たちにもたらし、また将来にわたり利用可能となるとともに、私たちの暮らしに身近な生活空間では、日々うるおいと快適さを実感できる風景が十分に備わっている社会となることをめざします。

7 計画の進行管理

4年間の中期的な推進計画を別途作成し、4年間の数値目標により、それぞれの施策の進捗状況を把握し、評価し、施策にフィードバックしていきます。

8 他計画との関係（マスタープランとは）

計画は三重県の環境保全に関する個別計画の上位計画であるとともに、県政の様々な分野における計画においても、環境の視点からこの計画の基本的な方向に沿って策定され、実施されることが求められます。

9 計画の概要

別紙のとおり

10 今後のスケジュール（予定）

平成22年11月	パブリックコメント 市町への説明と意見聴取
12月～1月	三重県環境審議会における最終案の審議
平成23年2月	平成23年第1回三重県議会定例会2月会議 議案上程

三重県環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第三条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることが目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

（施策の策定等に係る基本方針）

第八条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- 三 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 四 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。
- 五 歴史的文化的な遺産が保全されること。
- 六 良好な景観が保全されること。

(環境基本計画)

第九条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会及び市町長の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

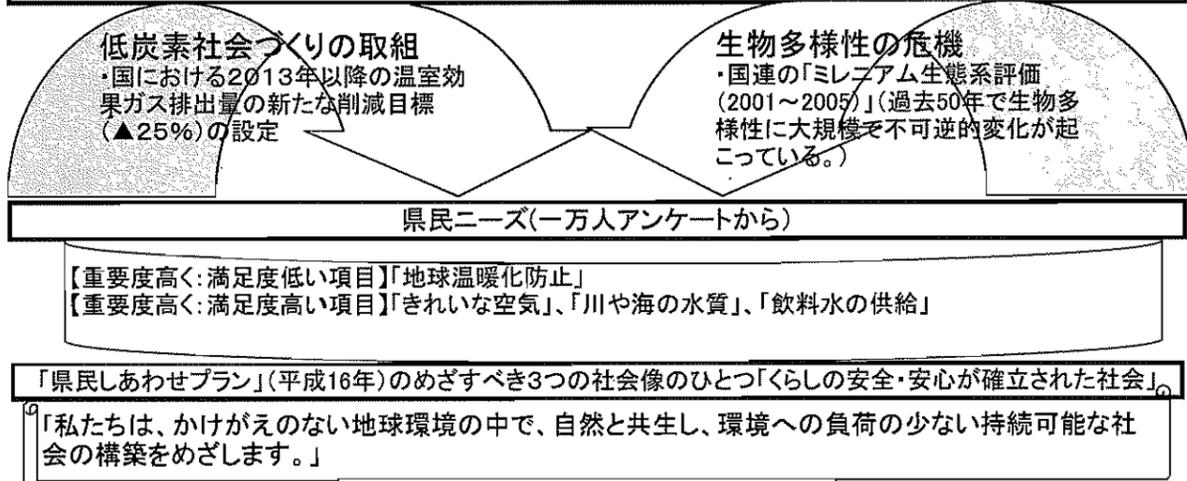
6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第1章 1・2 計画策定の趣旨と計画の基本的事項 (位置付けと性格、目標年度)

第1章 3 現行計画(平成16年度改定以後)における主な課題

I 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築	II 人と自然が共にある環境の保全
【廃棄物対策】 ・H20年度の産廃の発生量・処分量がH16年度比増 ・大規模不法投棄事案の早期解決が必要 ・一般廃棄物の目標達成を受け、新たな目標設定が必要 【温暖化対策】 ・温室効果ガス排出量が基準年比+17.5%(H19)と大幅増 【大気・水質・化学物質】 ・国道23号沿道で自動車排ガスによる基準未達成地点がある。 ・生活排水処理整備率の一層の向上が必要 ・継続的な常時監視、新たな基準への対応が必要 ・大規模事業者の法令違反が発生	【生物多様性】 ・「三重県レッドデータブック2005」による絶滅種は53種、絶滅危惧種が1430種 ・過疎化、高齢化、生活様式の変化等により里地里山の機能が失われかけている。 ・鳥獣被害が拡大、適正な個体数管理と獣害対策が必要 【ふれあいの場の確保】 ・老朽化施設の更新が進んでいない。自然災害の影響を受けやすい。 【森林・農地・沿岸海域の環境の保全】 ・公益的機能を維持するための地域の取組への支援が必要
III やすらぎとらうおいのある快適な環境の創造	IV 自主・協働による環境保全活動の促進
【身近な自然環境の保全】 ・1人あたりの都市公園の整備面積が全国平均より低く、引き続き整備が必要 ・市町の「緑の基本計画」策定の促進が必要 【景観の形成】 ・住民主体の景観まちづくり活動を支援することが重要 ・高齢化等により農山漁村の景観が保全されにくくなっている。 【歴史・文化的環境の保全】 ・地域の住民による文化財等の保存、活用への支援が必要	【環境経営の促進】 ・ISO14001取得事業者で悪質な法令違反の事例が発覚した。 ・三重県版小規模事業者向けマネジメントシステムの一層の導入促進が必要 【環境教育の充実等】 ・三重県環境学習情報センターの一層の活用 【国際環境協力】 ・環境協力先の意向や研修内容等、これまでの取組結果も踏まえ、今後の事業のあり方を見直すことが望ましい。

第1章 4 環境問題をとりまく時代潮流と環境に関する県民意識



平成16年以降、上記の「第1章3現行計画における主な課題」から、「地球温暖化対策」、「廃棄物対策」、「大気・水環境」、「生物多様性」などの項目に顕著な課題が見られたこと、県民意識からも同様の傾向がみられること、2つの時代潮流も踏まえ、めざすべき社会像に向けた取組をさらに充実強化していくこととする。

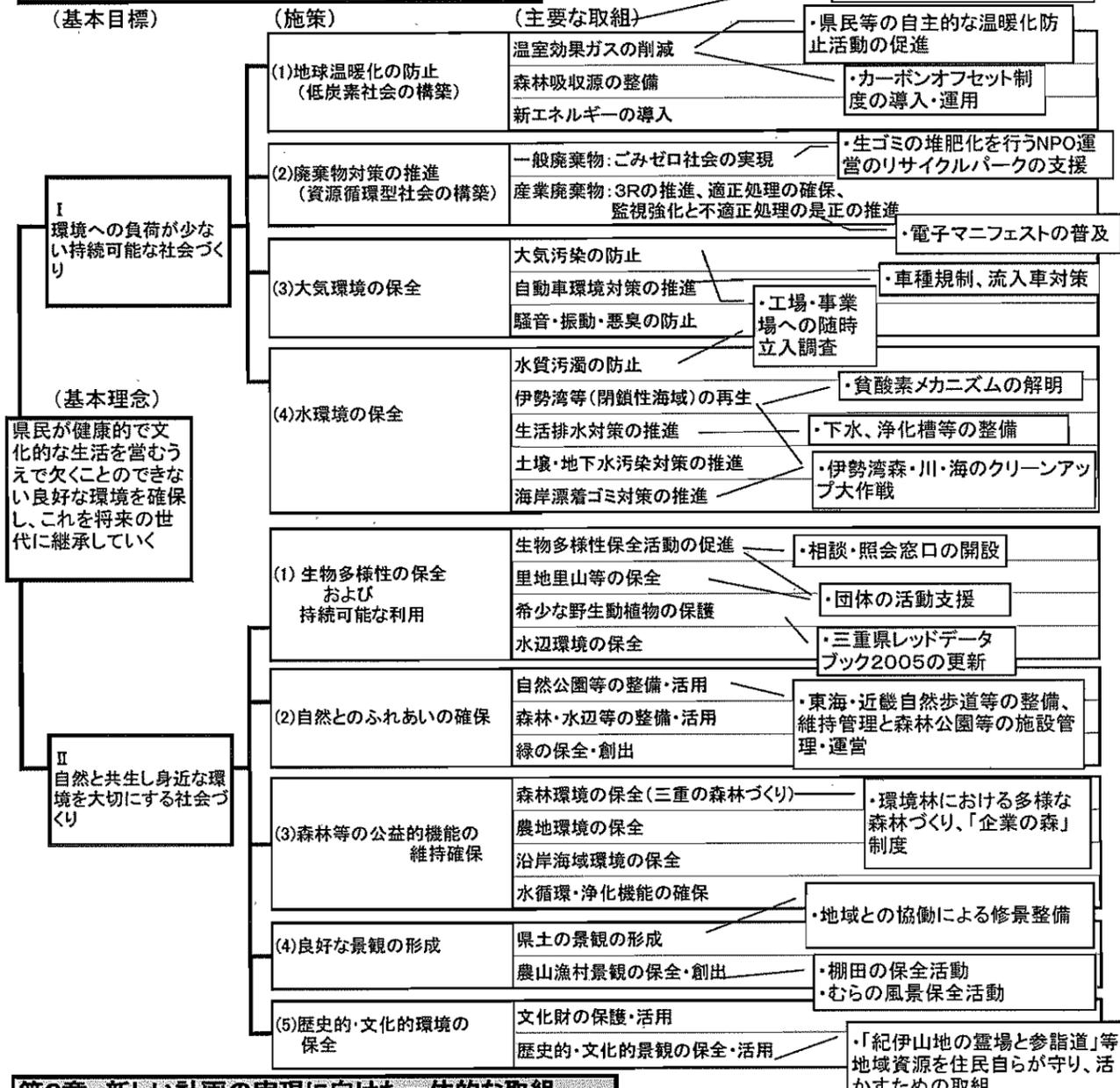
第1章 5 新しい計画のめざすべき姿と基本目標

基本目標 I 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
 基本目標 II 自然と共生し、身近な環境を大切にする社会づくり

第1章 6 新しい計画における目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

「県民しあわせプラン」次期戦略計画における基本的考え方 (県政展開のベース)「文化力」、「新しい時代の公」による政策展開を進める。(課題認識)「絆の再生※」、「雇用と経済」、「地域主権改革」などへの対応を図る。(※人口減少、過疎化、高齢化などによって地域社会で助け合い・支えあいの機能が低下していることなどの諸課題に対して、地域における絆の再生が必要であるとの課題認識)

第2章 新しい計画の体系と施策の内容



第3章 新しい計画の実現に向けた一体的な取組

1 ひとを育てる ～環境学習・教育の推進～	地域社会や学校における環境学習・環境教育の推進と拠点施設の活用	三重県環境学習情報センターが行う各種環境講座・指導者育成講座
2 担い手となる主体を広げる ～環境活動の促進～	各主体の連携による環境保全活動の促進や指導者の育成	三重県版小規模事業者向けマネジメントシステム(M-EMS)の普及促進
3 環境経営を進める・環境と経済の両立をはかる	環境経営の促進や環境・エネルギー関連分野への取組	みえ環境活動賞などの表彰制度
4 しくみをよりの確に運用する	表彰制度の運用、環境影響評価等の実施、公害事前審査制度等の活用など	微小粒子状物質PM2.5の研究
5 技術・情報基盤をより充実する	研究開発の推進、監視・観測等の体制整備など	
6 環境で貢献する	国際的な環境協力・貢献の推進 関係研究機関との協力・連携	産業公害防止技術の研修

第4章 環境配慮の指針 ～各主体の役割～ (県、市町、事業者、県民)

第5章 計画の推進(推進体制、中期(推進)計画による進行管理)

8. 三重県廃棄物処理計画中間案

1 計画策定の趣旨

本計画は廃棄物処理法に基づく法定計画として新たに策定するものです。

計画では、循環型社会の形成に向け、本県における廃棄物の現状や課題を踏まえ、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、さらに3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進することとしています。

2 計画の期間と目標年度

概ね10年先を見据えつつ、平成23年度から平成27年度までの5年間で計画期間とし、計画の最終年度である平成27年度を目標年度とします。

3 計画の推進

3Rと適正処理を推進していくために、4つの施策の取組方向を設定し、取組方向ごとに定めた数値目標の達成に向けて必要な施策を展開します。

（施策の取組方向）

- I ごみゼロ社会の実現
- II 産業廃棄物の3Rの推進
- III 産業廃棄物の適正処理の確保
- IV 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

4 今後のスケジュール（予定）

平成22年	10月～11月	パブリックコメント 市町等への説明と意見聴取
	12月	三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 における最終案の審議
平成23年	1月	三重県環境審議会における最終案の審議
	3月	計画策定、議会報告、公表

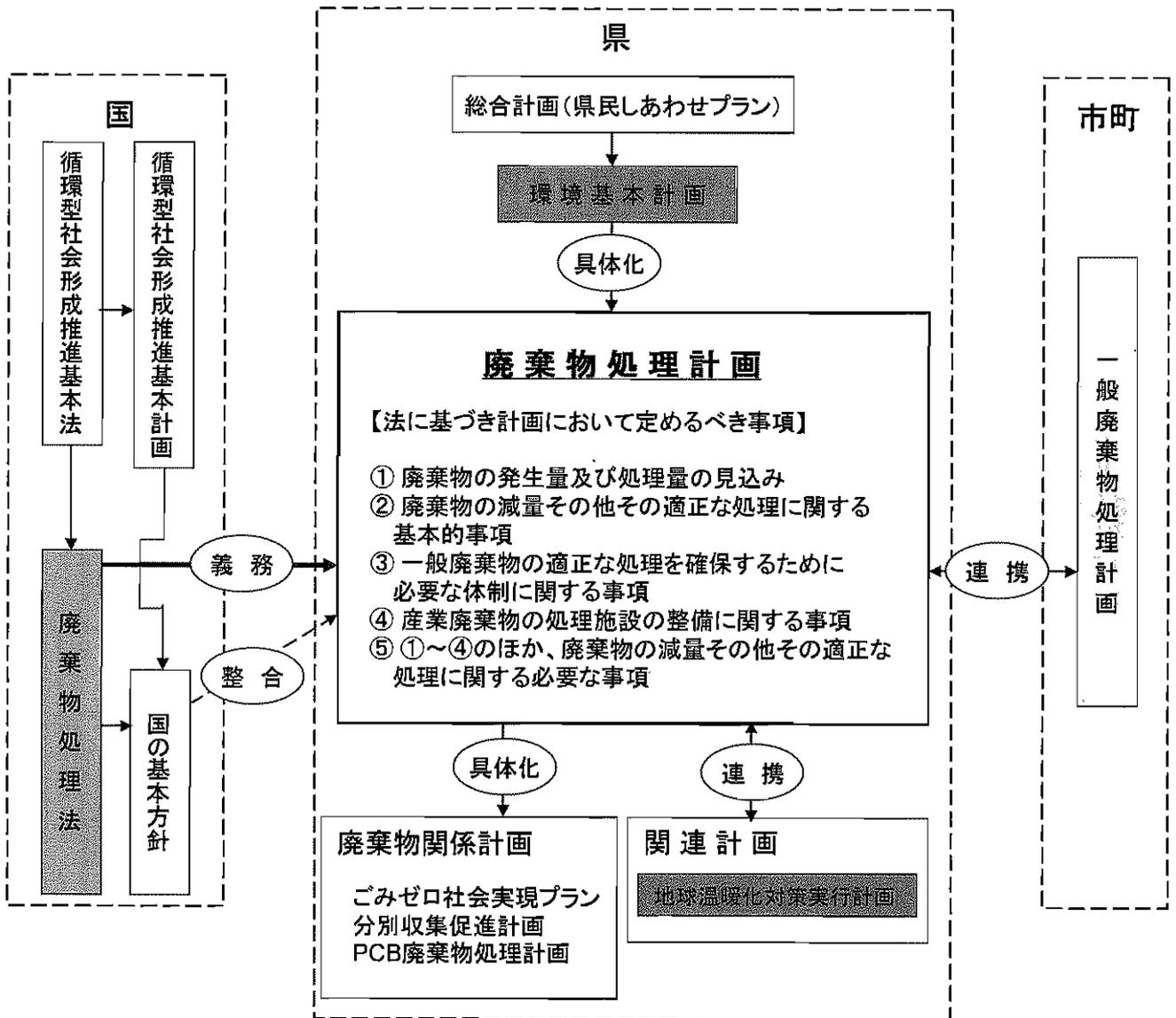


図 廃棄物処理計画と関連する計画との関係図

施
策
の
取
組
方
向

I ごみゼロ社会の実現

(1) 発生・排出抑制の推進

ごみ処理の有料化等経済的手法の導入・検討を行うなど、家庭系ごみ・事業系ごみの減量、再使用の推進に向けた取組を展開します。

(2) 循環的利用(リサイクル)の推進

循環的利用を推進するにあたっては、地域の特性や廃棄物の性質に応じて、コスト面及び環境面からより効果的・効率的なリサイクルとなるよう配慮することとします。

容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の分別収集の実施や生ごみの堆肥化など再生可能な廃棄物系バイオマスの再資源化、住民・事業者・行政の連携による資源物回収システムの構築・促進に向けた取組を展開するとともに、環境保全の重要性を踏まえつつ、各種リサイクル法や三重県リサイクル製品利用推進条例等の的確な運用をはかります。

(3) 県民との協働とネットワークづくり

「もったいない」の考え方に即したライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動への転換に向けた取組など行うとともに、多様な主体が連携・協働してごみ減量を進めるための基盤となるネットワークづくりに向けた取組を行います。

また、一人ひとりがごみ問題の当事者であるという意識をもち、より環境に配慮した行動へ転換することが必要であるため、ごみ問題を自らの問題と捉え自発的に、また、地域の課題を解決しようと主体的に行動する人づくりを進めます。

(4) 一般廃棄物の広域的な処理の推進

今後の一般廃棄物の処理については、市町が地域の事情を踏まえ、各々の意志決定に基づいて方向性を決めていくという自治事務の基本により、将来的な地域主権改革の動向も見ながら県としても必要な協力、調整などを行っていきます。

また、RDF焼却発電事業及び廃棄物処理センター溶融処理事業終了以降については、より効果的で効率的なごみ処理体制が確保されるよう地域の事情や特性に応じたごみ処理のあり方などについて、市町等と協議・検討を進めていきます。

(5) 適正かつ効率的なごみ処理システムの構築

市町のごみ処理が環境負荷面、コスト面など総合的な視点からも効果的・効率的に行われるようごみ処理システムの最適化に向けた取組を展開します。

(6) 災害廃棄物等の適正な処理体制の構築

東海・東南海・南海地震などの大規模災害をはじめとして、今後発生が懸念される災害に備え、市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を担保するための取組を進めます。

海岸管理者、市町、民間団体等間の連携により、海岸漂着物の円滑な処理をはかります。

II 産業廃棄物の3Rの推進

(1) 産業廃棄物の排出抑制等に向けた計画の策定と実践

産業廃棄物の排出事業者に対して、排出抑制等に関する自主的な取組を促進し、適正管理計画の策定とその計画の着実な実施に向けた取組を進めます。

また、産業廃棄物税を活用して発生抑制等に向けた支援や産業廃棄物の適正管理等に関する普及啓発を引き続き行っていきます。

(2) 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

産業廃棄物の再生利用率の向上のため、排出事業者への適正管理計画の策定指導等による取組や、処理業者に対して資源循環型処理施設の設置を促進するとともに、併せて最終処分量の低減をはかるための取組を進めます。

また、低炭素社会等の形成にも繋がる、バイオマスなど未利用資源や再生可能エネルギーの利用等も含め、排出事業者や処理業者等が行う3Rへの支援を総合的に進めます。

III 産業廃棄物の適正処理の確保

(1) 適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者責任を徹底し、その適正処理を確保するため、産業廃棄物の処理状況を即時に把握・確認できる電子マニフェストの更なる普及促進をはかるとともに、適正な処理施設の確保と県民への産業廃棄物の処理に関する情報公開を推進します。

PCB廃棄物について、その特別措置法に定める処理期限までの処分完了に向けた取組を進めるとともに、処分されるまでの間の適正保管について指導を行います。

(2) 優良な廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物処理業者を評価する独自の基準づくりを進め、処理業者の優良化を進めます。

また、排出事業者が優良な処理業者を選択することを促進するため、一定のインセンティブを付与する仕組みづくりに取り組みます。

(3) 公共関与による産業廃棄物管理型処分場の整備

産業廃棄物の適正かつ円滑な処分を確保するため、事業団の最終処分場の整備を支援します。

IV 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

(1) 産業廃棄物処理に関する監視強化

産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対して厳正な監視指導を行い、不適正な処理の未然防止を徹底します。

また、不適正な処理事案に対しては早期発見が必要であることから、監視カメラや航空写真等の活用も含めた方策によって、監視指導を強化していきます。

さらに、指導に従わない行為者に対しては、廃棄物処理法に基づき厳しく行政処分を行うとともに、告発を行うなど厳正に対処します。

(3) 特定の不適正処理事案に対する是正の推進

不法投棄等不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれがあるものについては、措置命令を発出し支障の除去等を命じて、環境修復をはかります。

また、原因者による措置が困難な場合等には支障の程度等や状況に応じて、行政代執行による是正を進め、関係者との連携のもと早期の是正を目指します。

(2) 産業廃棄物処理に関する連携の強化

不適正な処理事案の早期発見や早期是正のため、県民、事業者等からの不法投棄に関する情報提供体制を整備・拡充して監視体制の連携を強化します。

また、産業廃棄物監視・指導支援システムを活用し、関係市町との連携した監視指導を行うとともに、隣接府県とも情報共有し一層の連携を進めます。

(参考)数値目標

I ごみゼロ社会の実現

【数値目標】	H20(実績)	H27(目標)
(1)1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,043	930
(2)資源化率(%)	31.0	42.0
(3)一般廃棄物の最終処分量(t)	69,664	55,000

II 産業廃棄物の3Rの推進

【数値目標】	H20(実績)	H27(目標)
(1)産業廃棄物の排出量(千t)	7,014	6,600
(2)産業廃棄物の再生利用率(%)	38.1	42.0
(3)産業廃棄物の最終処分量(千t)	381	144

III 産業廃棄物の適正処理の確保

【数値目標】	H20(実績)	H27(目標)
電子マニフェストの普及率(%)	25.0	40.0

IV 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する 是正の推進

【数値目標】	H21(実績)	H27(目標)
(1)産業廃棄物の不法投棄発生件数(件)	23	20
(うち10t以上の発生件数)	(5)	(0)
(2)不法投棄における行為者特定事案の是正率(%)	90.3	100

9. RDF 焼却・発電事業

1 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方

(1) RDF 運営協議会理事会での協議状況

平成22年8月27日にRDF運営協議会理事会を開催し、以下のことが確認されました。

① 継続期間

平成29年度以降も継続する場合は、平成32年度末までの4年間とすることになりました。

② 事業主体、継続に伴う費用負担

事業主体や費用負担のあり方について、県としては、県が事業主体となる場合は、受益者負担が原則であるとの考え方を改めて示したところ、市町からは、県が政策誘導した責任として応分の負担をするべきとの意見が多数あり、合意に至りませんでした。

このため、早期に結論が得られるよう、今後も市町と県が精力的に検討を進めることになりました。

【参考：理事会で示した県の考え方】

- a 事業主体については、密接に関係する費用負担と一体として検討する必要があること。
- b 県が事業主体となる場合には、今後必要となる経費のうち、継続に伴う費用（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）は、受益者負担を原則とし、参画市町に負担していただく必要があること。

【参考：今後必要となる経費の試算】

(単位：百万円)					
	継続に伴う維持 管理費の増額分 ※1	改修費	外部処理費 ※2	撤去費	合計
4年継続の場合 (H29~32年度) ※3	1,887	495	34	720	3,136

※1 平成29年度以降必要となる維持管理費の総額から、収入予定の総額（売電収入及び平成28年度単価による処理委託料収入）を差し引いた額

※2 改修期間中の他施設でのRDF処理費用

※3 RDF想定処理量は H29年度～32年度:4万5千t/年

(2) RDF関係市町長による知事要望

8月30日には、三重県RDF運営協議会構成市町（14市町）からRDF焼却・発電事業の事業主体及び費用負担についての要望書が知事に提出されました。

【要望書の要旨】

- RDF焼却・発電事業の継続にかかる県の役割として、県が事業主体として責任を果たすこと。
- RDF焼却・発電事業の継続に際して、市町に新たな財政負担を求めないこと。

(3) 今後の対応

平成29年度以降の事業のあり方については、概ね平成22年度末を目途に取りまとめることから、事業主体や費用負担のあり方など解決されていない残りの課題について、RDF運営協議会で引き続き検討していきます。

県としては、平成28年度までは県のモデル事業として事業を実施しているところですが、平成29年度以降は新たな段階としての事業展開が必要であると考えています。引き続き、一般廃棄物の処理は市町の責務であることやRDF化以外の処理方法をとっている他の市町との公平性からも、受益者負担を原則とする県の考え方について関係市町に理解を求めています。

2 RDF焼却・発電施設用地の取得

(1) 経緯

RDF焼却・発電施設用地（以下「県施設用地」という。）については、県と桑名広域清掃事業組合（以下「桑名広域」という。）との間で締結している「RDF化構想に関する確認書（平成9年3月26日）」に基づき、桑名広域から斡旋を受け、県が有償で取得することとなっています。

事業当初から、桑名広域は、RDF用地（県施設用地＋桑名広域のRDF化施設用地）を含む地域が公団混乱地域であることから、土地区画整理事業により、RDF用地の確保を図ることとしました。そこで桑名広域は、土地区画整理事業に不参加の者の所有地については先行取得し、桑名広域自身が地権者として土地区画整理事業に参画しました。また、それ以外に必要な土地については、仮換地までの間は無償借地契約を締結し、仮換地後、保留地として購入することで、RDF用地の確保を行ってきました。

県は、RDF焼却・発電施設整備事業の最終年度である平成14年度当初予算において、土地取得の予算計上を行いましたが、一部地権者による土地の明け渡しを求める訴訟が桑名広域に対し提起されたこと等により、土地取得の目処が立たなかったことから、当該年度最終補正予算において取り下げを行いました。

平成16年頃に、企業誘致の計画が持ち上がり、新たな土地区画整理事業として平成21年12月23日に桑名市多度力尾土地区画整理組合（以下「土地区画整理組合」という）」が設立されました。

その後、土地区画整理組合は本年7月21日に仮換地の指定を行いました。

(2) 現状

仮換地指定に伴い、土地区画整理組合は、用地造成などの事業費用の財源として保留地（RDF用地と工業団地用地）を処分（売却）する必要があることから、現在、RDF用地の売却を桑名広域に要請し交渉が進められています。

このことから、桑名広域は県に対して、年度内にRDF焼却・発電施設用地の購入を要請しています。

(3) 今後の予定

今後、県としては、用地の取得時期や取得価格について桑名広域と調整し、今年度の補正予算への計上や土地取得の議案上程について検討していきます。

(4) 将来の跡地活用

県のRDF焼却・発電施設と桑名広域のRDF化施設は一体的に整備されていること、また、当該用地は都市計画法上「ごみ処理場」と位置付けられていること等から、RDF事業終了後の土地活用については、廃棄物・リサイクル分野での有効利用を基本に、今後桑名広域等と協議していきます。

(5) 参考

○面積

- ・土地区画整理事業施行区域面積 約73ha
うち RDF用地約11ha

【用語解説】

○土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設が未整備の一定の区域において、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を保留地として売却して事業資金の一部に充てる事業制度です。

地権者においては、土地区画整理事業後の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設の整備や、土地の整地により利用価値の高い土地が得られます。

○仮換地

従前の土地について将来、換地として定められるべき土地の位置、地積等を仮に指定します。

○換地

区画整理では、道路・公園等の公共施設を整備すると同時に、個々の土地の条件を考慮しながら、最も利用しやすいように土地の再配置を行います。このように、従前の土地に対して、新しく置き換えられた土地を換地といいます。換地には、従前の土地についての権利（所有権、地上権等）がそのまま移っていきます。換地は、換地処分という方法で原則として地区内において一斉に行われます。

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について（案）

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について、平成29年度以降継続するための課題13項目について、市町と県が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

なお、13項目のうち解決されていない課題については、あり方検討作業部会で協議を行い、概ね平成22年度末を目途に合意を得られるよう、RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について市町と県が協力して取り組むこととする。

1 平成29年度以降の継続期間について

平成29年度以降の継続期間は、4年間（平成32年度末）とする。

2 平成29年度以降の参画市町について

平成29年度以降の参画市町は、平成22年4月14日開催のRDF運営協議会理事会において、「平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。」と確認済み。

3 継続期間中の離脱ルールについて

継続期間中は、新たな枠組によって、RDF焼却・発電事業に協力して取り組むこととする。このことから、RDF構成市町が平成29年度以降にRDF焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、RDF量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本に引き続き、詳細な検討を行う。

【負担費用算出の考え方】

RDF構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間におけるRDF処理委託量を乗じた額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額とする。

4 継続するための追加投資、改修期間中のRDF処理について

継続する場合の改修費用としては、継続期間が3～5年の場合は約5億円と（財）日本環境衛生センターへの委託調査によって示されており、平成29年度以降も継続するためには、経費の増加は避けられない。

改修期間中のRDF処理については、引き続き、受け入れ可能事業者の選定や契約内容等について、県が責任をもって継続的に検討を行う。

5 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について

県が事業主体となる場合、その所有権は県に帰属する。また、その撤去費用については、県が負担する。

6 改修期間中のRDF受け入れ先の確保について

引き続き、受け入れ可能事業者の選定や契約内容等について、県が責任をもって、継続的に検討を行う。

7 継続期間中の維持管理体制について

引き続き、RDF焼却・発電施設の維持管理が可能な事業者について、県が責任をもって検討を行う。

8 継続期間中の維持管理費用及びその費用負担について

改めて契約を締結することになるため、現状と同様の管理体制をとることを前提に、維持管理費については年間約13億円（現在、年間約9億円）となることが（財）日本環境衛生センターへの委託調査によって示されている。平成29年度以降も継続するためには、効率的なRDF焼却・発電施設の運用を行い、より一層の経費節減に努めることとするが、経費の増加は避けられない。

RDF焼却・発電施設の維持管理費用（処理委託料）の負担方法については、県は受益者負担の考え方であり、県の負担を求める市町の考え方と大きな差異がある。このため、早期に結論を得られるよう、今後も精力的に検討を進める。

9 適切な経費チェック方策について

RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。

10 RDFの運搬コストの低減方策について

収集運搬等における有効なコスト削減手法について、市町の事例等を踏まえ、今後も継続的に検討を行う。

11 行政直営での事業運営について

RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間運転事業者のノウハウを活用することが有効である。

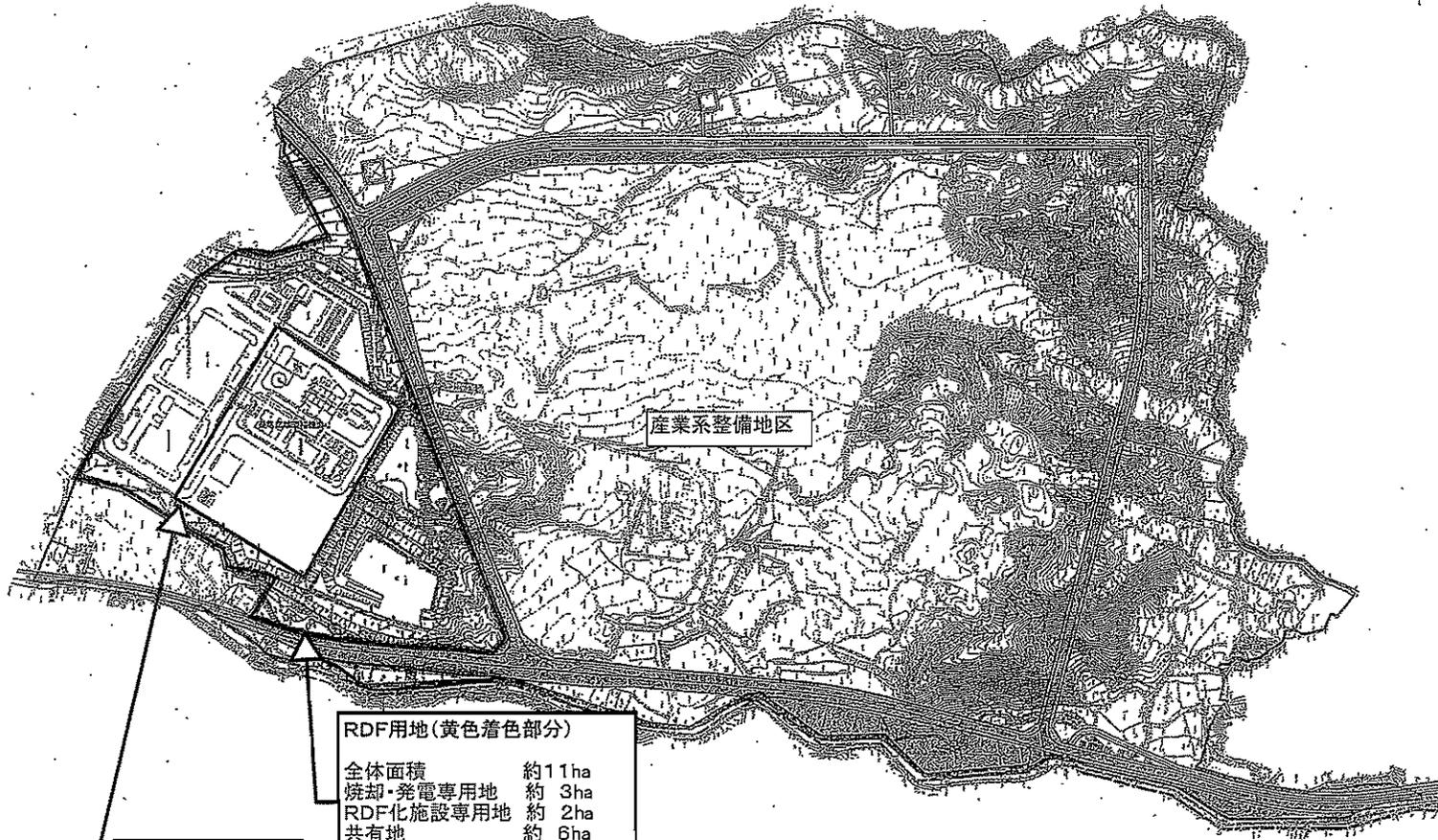
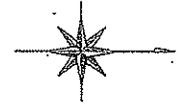
12 県と市町の役割分担について

事業主体と費用負担について検討を行っているところであるが、県は受益者負担の考え方を打ち出しており、県の負担を求める市町の考え方と大きな差異がある。このため、早期に結論を得られるよう、今後も精力的に検討を進める。

13 RDF処理とその他の処理との経費比較について

各市町の新施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コストをあり方検討作業部会で示している。また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧を示し、さらに環境省が策定した廃棄物会計基準に基づく処理方式別の経費比較について検討を進めている。

桑名市多度力尾土地区画整理事業 (全体面積 約73ha)



RDF用地(黄色着色部分)
 全体面積 約11ha
 焼却・発電専用地 約3ha
 RDF化施設専用地 約2ha
 共有地 約6ha

焼却・発電専用地

凡 例	
[Symbol]	施行地区界
[Symbol]	都市計画街路
[Symbol]	区画街路
[Symbol]	河川・水路
[Symbol]	調整池
[Symbol]	緑地
[Symbol]	工業地
[Symbol]	都市運営施設
[Symbol]	農地

※RDF用地の内訳
 ○県施設用地
 焼却・発電施設専用地+共有地(県分)
 ○桑名広域のRDF化施設用地
 RDF化施設専用地+共有地(桑名広域分)

10. 桑名市五反田事案に係る特定支障除去等事業実施計画(案)

1. 要旨

桑名市五反田の行政代執行現場で新たに判明した1,4-ジオキサンによる地下水等の汚染について、放置すれば生活環境保全上の支障を生じるおそれがあるため、平成22年6月15日付けで原因者に対し廃棄物処理法に基づく措置命令を発出しましたが、原因者は当該措置命令を履行することができないとの意思を示していることから、県は行政代執行により措置を講じることとしています。

今般、行政代執行に要する費用について国の財政支援を得るため、産廃特措法に基づく「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画」(以下「実施計画」という。)(案)を策定しました。

2. 財政支援に係る手続き

(1) 実施計画(案)の策定

専門的知識を有する有識者から工法に関する意見聴取を行うなど技術検討を進めたうえで、同法に定められる「実施計画」(案)を策定しました。

【実施計画(案)の概略】

① 支障除去等の基本方針

汚染地下水の拡散防止措置の緊急的实施

② 特定支障除去等事業の内容

- ・実施期間 平成23年度～平成24年度
- ・事業の内容 水処理施設の整備・補修、汚染地下水の揚水
- ・特定支障除去等事業に要する費用 約3億5千万円

内訳	促進酸化施設整備費	1億20百万円
	維持管理費、水質モニタリング経費等	2億32百万円

(2) 環境審議会等の意見聴取

実施計画の策定にあたっては、当該事案に関して県が講じた措置等についての対応にかかる検証や、環境審議会及び関係市町村の意見を聴くこととされており、次のとおり答申等を受けました。

① 県の対応にかかる検証(特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会)

(ア) 諮問 平成22年8月27日 / 答申 平成22年9月10日

(イ) 答申の概要

- ・環境基準設定後の対応は迅速であり評価できるが、より早い段階で実態を把握することができたのではないかな。 等

② 環境審議会の意見聴取

(ア)諮問 平成22年9月3日 / 答申 平成22年9月24日

(イ)答申の概要 実施計画(案)は妥当である。

③ 桑名市の意見聴取

(ア)照会 平成22年8月24日 / 回答 平成22年8月25日

(イ)意見の概要

・汚染地下水の拡散防止について、緊急に対策を講じること。 等

3. 今後の予定

実施計画(案)を10月上旬に環境省に提出し、国における審議を経て、本年度内に大臣同意を得たいと考えています。

また、平成23年度当初予算に必要な経費を計上し、早期の事業着手に努めます。

参考：産廃特措法に基づく支援スキーム（事業費の45%を交付税措置）

自主財源 (10%)	起債充当額 (90%)	
	非措置額	交付税措置額 (50%)

桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る
特定支障除去等事業実施計画(案)の概要

I 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案

1 事案の概要

(1) 不法投棄場所等

- ① 所在地 桑名市大字五反田字多々星 1701 番
- ② 面積 実測面積：2,906m²（公簿面積：1,937m²）
- ③ 投棄が行われた時期 平成7年4月～平成8年3月頃

(2) 不法投棄を行った者等

- ① 株式会社七和工業（代表取締役 佐藤敏之）
員弁郡東員町大字中上403番地の1
- ② 不法投棄に関与した役員等
佐藤 敏之（代表取締役）
伊藤 誓（元従業員、土地提供者）

(3) 不法投棄の内容等

- ① 投棄された特定産業廃棄物の種類
汚泥、燃え殻、廃油、鉍さい、がれき類等
- ② 投棄された特定産業廃棄物の量
平均的に約9.4mの深さで埋め立てられ、約27,000m³と推定

2 事案の経緯

(1) 汚染の発覚から平成21年11月まで

不法投棄された産業廃棄物から溶出した揮発性有機化合物（VOC）等により汚染された地下水が不法投棄地から周辺に拡散し、近傍の河川に流入するなど、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあったため、平成13年度から行政代執行による環境修復に着手しました。

環境修復は、不法投棄地を鉛直遮水壁で囲うことにより汚染地下水の拡散防止措置を講ずるとともに、遮水壁内外の汚染地下水の揚水浄化をする方法により行い、その結果、平成19年度までの措置により、不法投棄地及びその周辺の地下水は、目標としたレベルまでの浄化を達成しました。

以後、平成20年度のモニタリング結果では、概ね目標としていた浄化レベルを維持していましたが、不法投棄地内に残置された廃棄物が原因と考えられる地下水の再汚染が部分的に一部物質で確認され、平成21年度には、再汚染箇所到大口径揚水井戸を設置する追加措置を講じ、揚水浄化を継続してさらなる安全の確保に努めてきました。

なお、当該事業の実施にあたっては、平成13年度から平成16年度は国の補助制度を活用し、平成17年度から平成19年度は、産廃特措法に基づく支援を受けました。

(2) 平成 21 年 12 月以降の 1,4-ジオキサンによる汚染の判明

平成 21 年 11 月 30 日付けで新たに環境基準として 1,4-ジオキサンが定められ、平成 22 年 1 月～3 月に調査を実施したところ、当該地の周辺地下水で最大 2.7mg/l (環境基準の 54 倍)、不法投棄地内 (遮水壁内) の地下水で最大 18mg/l (環境基準の 360 倍) の濃度が検出されました。

3 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業実施の必要性

1,4-ジオキサンは、人の健康に対し発がんの可能性があるとされ、不法投棄地北側を流下する嘉例川が汚染された場合、水道水源、内水面漁業、農業用水の利水等に支障を生じるおそれがあります。

汚染地下水は、嘉例川近傍に設置した観測井でも環境基準を超過して確認されているほか、既設水処理施設で浄化できないことから、汚染地下水を揚水し河川への放流のために浄化処理をした放流水からも河川水質に影響を及ぼす濃度で検出されています。

原因者により、これら支障の除去等がなされる見込みがないことから、行政代執行により実施する必要があります。

II 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

1 産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づく専門委員の意見聴取

行政代執行の実施にあたって、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 17 条の規定に基づき、専門的知識を有する有識者 (専門委員) から意見聴取を行いました。

その結果、『直ちに「汚染地下水の拡散防止」の緊急対策を講じることが必要であり、また、今後、恒久対策に向けて技術的知見を集積しつつ、検討を行っていく必要がある』とされました。

2 支障除去等の基本的な考え方

(1) 支障除去等の基本方針

1,4-ジオキサンの検出状況及び専門委員の意見を踏まえ、汚染地下水の拡散防止措置を緊急的に実施することとし、併せて専門委員から意見があった恒久対策の実施に向けた検討を進めていくこととします。

(2) 生活環境保全上達成すべき目標

緊急対策の目標は、「嘉例川に 1,4-ジオキサンに汚染された地下水及び放流水が流入せず、嘉例川の環境基準が達成された状態が保たれている」こととします。

III 特定産業廃棄物に起因する支障除去等事業の内容に関する事項

1 特定支障除去等事業の実施に関する計画

(1) 汚染地下水の拡散防止

遮水壁内の地下水が高濃度に汚染されていることから、先ず遮水壁内の地下水を揚水して地下水位を低下させ、不法投棄地周辺の地下水位より低く管理します。そのうえで、拡散した周辺の汚染地下水も揚水し汚染拡散防止を図ります。

(2) 揚水した汚染地下水の浄化

揚水した汚染地下水は、1,4-ジオキサン以外に有機物等を含むことから、既設の水処理施設で有機物等を除去したうえで、新たに整備する促進酸化施設で1,4-ジオキサンを浄化します。

(3) 汚染地下水の拡散防止のためのモニタリング

汚染地下水の拡散防止のために、揚水井及び観測井の地下水位を測定するとともに、地下水及び放流水、河川水の1,4-ジオキサン濃度を調査します。

2 特定支障除去等事業の実施予定期間

(1) 実施期間

平成 23 年度～平成 24 年度

(2) 施設等の整備

平成 23 年度に水処理施設の整備・補修を行います。

(3) 施設の稼働

工事完了後、平成 24 年度初頭から汚染地下水の揚水を開始します。

3 特定支障除去等事業に要する費用等

特定支障除去等事業に要する費用は、約 3 億 5 千万円と見込んでいます。

〔 促進酸化施設整備費	1 億 20 百万円
〔 維持管理費、水質モニタリング経費等	2 億 32 百万円

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し県が講じた措置及び講じようとする措置内容

1 県が講じた措置

(1) 新たな措置命令等

1,4-ジオキサンによる汚染が判明したことから、その原因となる不法投棄を行った(株)七和工業、佐藤敏之(代表取締役)、伊藤誓(土地提供者、元従業員)に対し、平成 22 年 6 月 15 日、廃棄物の撤去、地下水汚染の浄化等を内容とする措置命令を発出しその履行を求めましたが、既に 1 社 2 名ともに命令を履行できない旨の顛末書を提出しています。

(2) 排出事業者に対する措置

(株)七和工業の役員及び元役員に実施した事情聴取、掘削廃棄物の調査によっても排出事業者を特定する有力な情報を得ることはできていません。

(3) 代執行費用の求償

平成 21 年度末までの間に行政代執行に要した費用は 1,583,629,469 円で、平成 22 年 6 月 30 日までの納入額(公売による換価等含む)は 2,952,101 円となっており、未納額は、1,580,677,368 円(H22.6.30 現在)です。

被命令者には未納額を支払えるだけの資力がありませんが、粘り強く納付を要請し、平成 21 年 8 月から被命令者 1 名、平成 22 年 5 月からは被命令者 1 社 2 名から月々僅かですが分納させています。

2 今後講じようとする措置等

被命令者に対しては、厳しく求償を行うとともに、原因者や排出事業者など、不適正処分に関与した者の調査を継続して行い、違法な行為等が確認できた場合は、徹底した責任追及を行っていきます。

V 県における対応状況の検証、不適正処分の再発防止対策

1, 4-ジオキサンによる地下水汚染に関する行政対応について、「特定産業廃棄物事案（桑名市五反田事案）に関する調査検討委員会」（調査検討委員会）で審議をいただきました。

調査検討委員会での審議の結果、主な意見は以下のとおりです。

- ① 環境基準設定後の対応は迅速であり評価できるが、要監視項目に設定された時点で汚染を予見し、より早い段階で実態を把握することができたのではないか。
- ② 地元住民への情報提供は迅速かつ的確に行われているが、広く県民への即時性を持った情報提供のため、ホームページの活用が望まれる。
- ③ 引き続き原因者に対する費用求償に努めるとともに、確知できていない処分者や排出事業者に関する調査の努力を続けられたい。

調査検討委員会の報告で示された検証結果を踏まえ、再発防止策等として、不法投棄された廃棄物の種類や検出される有害物質等、把握できた情報をもとに化学物質によるリスクの把握に努め、より迅速な対応ができるようにするとともに、ホームページの充実を図ることとします。

VI 特定産業廃棄物に起因する支障除去等の実施に際し配慮すべき事項

1 特定支障除去等事業の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項

特定支障除去等事業の実施による周辺環境への影響及び対策効果を把握するために、遮水壁内外の地下水、浄化施設処理水、河川水等のモニタリングを行います。

2 作業安全の確保及び緊急時の連絡体制の整備

特定支障除去等事業の実施にあたっては、周辺環境への影響に十分配慮するとともに、事故等の緊急時には、関係機関へ連絡し必要な対応を迅速かつ的確に実施します。

3 実施計画策定にあたって住民の意見等が反映される必要な措置

環境修復事業の実施にあたっては、桑名市、地元自治会、漁業協同組合等の関係者に対する説明会や現地見学会を実施するとともに、定期的に水質調査結果の説明を行います。

4 実施計画に対する三重県環境審議会等の意見

(1) 環境審議会の意見

実施計画（案）は妥当である。

(2) 桑名市の意見

- ① 汚染地下水の拡散防止について、緊急に対策を講じること。
- ② 地域住民に対し事業内容の説明を行い、理解を得て実施すること。

11. みえ生物多様性地域戦略（仮称）中間案

1 計画策定の趣旨

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法第十三条の規定（「県は生物多様性の基本的な計画（地域戦略）を定めるよう努めなければならない。」）に基づき、三重県における生物多様性の保全等に関する基本計画として、自然環境保全審議会、パブリックコメント等にて意見をいただきながら平成22年度中に策定する予定です。

2 みえ生物多様性地域戦略（仮称）中間案の概要

- I 地域戦略策定にあたって
- II 生物多様性とは
- III 生物多様性を取りまく現状と課題
- IV 三重県の現況と課題
- V 行動計画
 - 1 基本的な考え方
 - 2 期間 2011年度（平成23年度）～
2014年度（平成26年度）
4年間
 - 3 各主体の役割
 - 4 基本方向
 - 基本方向1 個体数や生息生育地の維持・回復
 - 基本方向2 里地里山・人工林の継続的な管理や保全活動の推進
 - 基本方向3 外来種等による生態系の攪乱の防止
 - 基本方向4 生物多様性に関する理解の促進
※地球温暖化による生物多様性への影響の低減
 - 5 地域戦略を推進するための仕組みづくり

3 今後のスケジュール（予定）

平成22年11月	三重県自然環境保全審議会 中間案の審議
11月～12月	パブリックコメント
平成23年 2月	三重県自然環境保全審議会 最終案の審議
3月	計画策定、議会報告、公表

(参考)

生物多様性基本法（抜粋）（平成二十年六月六日法律第五十八号）

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

I 地域戦略策定にあたって

この地域戦略では、本県の地域特性を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて目標を共有し、県民、事業者、民間団体、行政などの各主体が、それぞれの役割分担のもとに協働して、自発的に取り組めるよう方向性と仕組みづくりを示しています。

II 生物多様性とは

生物多様性とは、全ての生物の間に違いがあることであり、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性があります。

①遺伝子の多様性

同じ種類の生き物にもそれぞれの個性があること。

②種の多様性

地域に特有の様々な種類の生き物がいること。

③生態系の多様性

森林や湿原、河川、海岸など様々なタイプの自然があることなど。

III 生物多様性を取りまく現況と課題（グローバルな視点）

1 生物多様性が生み出すもの

人類が当然のことに享受している大気と水の供給、栄養物の循環といった「生態系サービス」により人類に恩恵を与えています。

2 生物多様性の3つの危機

- ① 第1の危機 人間活動や開発による危機
- ② 第2の危機 里地里山などにおける人間活動の縮小による危機
- ③ 第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機 ※地球温暖化による危機

3 生物多様性が壊れることの影響

IV 三重県の現況と課題

三重県は、気象及び植生を反映して生物相も海浜性、低地性、山地性、暖地性、寒地性の種類が交錯するなど、極めて多様性に富んでいます。しかしながら、森林伐採などの諸開発、社会経済状況の変化等による里地里山の手入れ不足、水質汚染及び外来種問題などにより、三重県でも多くの動植物種が絶滅の危機に瀕しています。

V 行動計画

1. 基本的な考え方

私たちの「いのち」と「暮らし」は、生物多様性を基礎として成り立っており、生物多様性が保全されなければ、持続可能な社会を築くことは不可能です。人も生態系の一員であることを理解し、三重県の豊かな生物多様性を保全するために、県民・事業者・行政が互いに協働し、自主的かつ積極的な取組の輪が広がることにより、生物多様性の保全が進められている地域社会をめざします。

2. 期間

2011（平成23）年度～2014（平成26）年度 ※最終年度成果の検証と見直し

3. 各主体の役割

《県の役割》生物多様性の保全に関する取組（事業）を総合的かつ計画的に進めるとともに、情報提供に努めます。

《事業者の役割》事業者が自らの事業活動全般や社会貢献活動の中に組み込むように努めます。

《県民の役割》生物多様性の重要性を一人ひとりが意識し、行動するよう努めます。

《NPO法人等その他の役割》NPO、市民活動を通じて、生物多様性の保全と持続的な利用を図ります。

4. 4つの基本方向と具体的な取組

基本方向1 個体数や生息生育地の維持・回復

【現状及び課題】 人間活動に伴う環境への負荷、土地造成、埋め立て等による自然破壊	【取組の方向性】 絶滅の危機の状況把握 希少野生動物種の保護措置	【成果指標】 多様な自然環境の保全面積	【具体例】 ・レッドデータの見直し ・開発や生産活動における生物多様性への配慮 ・活動団体のネットワーク化
---	--	------------------------	--

基本方向2 里地里山・人工林の継続的な管理や保全活動の促進

【現状及び課題】 手入れ不足による里地里山・人工林等の荒廃	【取組の方向性】 継続的な管理や保全活動の活性化、食害に関連する関係部局との連携	【成果指標】 生物多様性の保全活動実施箇所数	【具体例】 ・里地里山保全活動の推進 ・「企業の森」参加
----------------------------------	---	---------------------------	------------------------------------

基本方向3 外来種等による生態系の攪乱の防止

【現状及び課題】 県内で多くの特定外来生物や要注意外来生物が確認されている	【取組の方向性】 問題となるおそれのある種の放逐や移植等の禁止 外来種の駆除活動	【成果指標】 外来生物種の生息調査及び駆除活動取組件数	【具体例】 ・外来生物生息調査 ・外来魚等駆除活動 ・普及啓発
--	--	--------------------------------	--

基本方向4 生物多様性に関する理解の促進

【現状及び課題】 「生物多様性」の認知度 36.4%	【取組の方向性】 自発的な保全活動の促進、普及啓発、人材の育成	【成果指標】 生物多様性認知度	【具体例】 ・団体支援、情報発信 ・社内教育 ・環境教育等へ参加
-------------------------------	------------------------------------	--------------------	---

※地球温暖化による生物多様性への影響の低減

【現状及び課題】 ナガサキアゲハ等の南方系の昆虫が温暖化の影響を受けて、県内で越冬	【取組の方向性】 県民、事業者、各種団体、市町等多様な主体との連携	【具体例】 ・温暖化防止の普及啓発 ・省エネルギー運動
--	--------------------------------------	-----------------------------------

5. 地域戦略を推進するための仕組みづくり

- ①普及啓発のためホームページ等の充実
- ②市町・関係団体との連携強化
- ③希少生物保全活動の相談窓口として生物多様性センター（仮）の機能整備
- ④生物多様性保全活動の貢献度評価制度創設

〈資料編〉

- I 三重県の自然環境
- II 基本方針・条例・計画等
- III その他

12. 三重の森林づくり実施状況（平成21年度版）

1 三重の森林づくり実施状況を報告する根拠

「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するものです。

2 基本方針別にみた実施状況の概要（詳細は別冊）

(1) 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標：民有林の間伐実施面積（平成18年度からの累計）			
目標：	平成27年度		80,000ha（10年）
	（平成21年度		32,000ha（4年）
実績：	平成18年度	7,452ha	
	平成19年度	9,074ha	
	平成20年度	9,167ha	
	平成21年度	9,782ha	35,475ha（4年）

森林環境創造事業、造林事業、高齢林整備間伐促進事業、治山事業等により、環境林3,446ha、生産林6,336ha、計9,782haの間伐を実施しました。

(2) 基本方針2 林業の持続的発展

指標：県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量			
目標：	平成27年度	328千m ³	
	（平成21年度	323千m ³ ）	
実績：	平成18年度	319千m ³	
	平成19年度	279千m ³	
	平成20年度	291千m ³	
	平成21年度	269千m ³	

平成21年度は新設木造住宅着工戸数が約3割減少したこともあり、素材生産量は269千m³に減少しました。

このような中で、がんばる三重の林業創出事業等により、森林の団地化、施業の集約化を進めた結果、48団地から16,213m³の間伐材の搬出が行われ、うち7,249m³の木材が合板工場等に直送されました。

また、「三重の木」認証材の出荷量は、住宅着工戸数が落ち込む中、認証事業者による利用拡大の取組や、金融機関の協力により実施している「三重の木」認証材使用による住宅ローンの金利引き下げ制度などにより、ほぼ昨年と同量の8,668m³の認証材が出荷されました。

(3) 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標：森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数		
目標	平成27年度 指導者数500人	活動回数2,000回
	(平成21年度 370人)	(1,500回)
実績	平成18年度 270人	1,105回
	平成19年度 341人	1,393回
	平成20年度 376人	2,646回
	平成21年度 445人	3,499回

「森林とのふれあい・学び事業」により、森林環境学習の指導者養成セミナー（5件）、森林の活動体験教室（7回）を開催するとともに、学校林等の森林環境学習のフィールド整備（2件）の支援や、小中学校を対象に体験・学習プログラムづくりへの支援や指導者とのマッチングを進めました。

(4) 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標：森林づくりへの参加者数	
目標	平成27年度 20,000人
	(平成21年度 14,000人)
実績	平成18年度 11,596人
	平成19年度 12,355人
	平成20年度 17,175人
	平成21年度 19,512人

三重のもりづくり月間（10月）に、「三重の森林と木づかいフェア」を10月3日（土）ウッドピア松阪（松阪市：参加者約4,600名）で、「森の講座」を県内7地域（参加者678名）で開催しました。

また、「企業の森」については、新たに4ヶ所（21.8ha）の森林で取り組みが始まり、計18ヶ所（77ha）になりました。

(参考)

平成21年度 新たな「企業の森」の取組	
・三菱重工業（株） 冷熱事業本部	（紀北町 1.1ha）
・城南建設（株）	（松阪市 10.3ha）
・JAバンク三重	（津市 0.4ha）
・JAバンク三重	（名張市 10.0ha）

13. 審議会等の審議状況（平成22年6月7日～平成22年9月14日）

（環境森林部）

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	平成22年 9月 3日
3 委員	会 長 内田 淳正 副 会 長 青木 民夫 馬岡 晋 委 員 栗屋 かよ子 他15名
4 諮問事項	三重県環境基本計画について 三重県廃棄物処理計画について 三重県地球温暖化対策実行計画について 桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画（案）について
5 調査審議結果	環境基本計画部会、廃棄物処理計画部会及び地球温暖化対策実行計画部会による報告内容をもとに審議し、意見等をいただいた。 また、桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画（案）について、原案は妥当であるとの意見をいただいた。
6 備考	

2 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 環境基本計画部会
2 開催年月日	平成22年 8月 2日
3 委員	部 会 長 井村 秀文 部会長代理 太田 清久 委 員 園田 幸男 他4名
4 諮問事項	三重県環境基本計画について
5 調査審議結果	第2次三重県環境基本計画の中間案原案等について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

3 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 環境基本計画部会
2 開催年月日	平成22年 8月31日
3 委員	部 会 長 井村 秀文 部会長代理 太田 清久 委 員 青木 民夫 他4名
4 諮問事項	三重県環境基本計画について
5 調査審議結果	第2次三重県環境基本計画の中間案等について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

4 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	平成22年 7月28日
3 委員	部会長 竹内 恒夫 副部会長 加藤 征三 委員 岩崎 恭彦 他4名
4 諮問事項	三重県廃棄物処理計画について
5 調査審議結果	循環型社会の構築に向けて取組方向ごとに設定した数値目標と施策の内容等について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

5 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策実行計画部会
2 開催年月日	平成22年 7月 5日
3 委員	部会長 朴 恵淑 副部会長 向井 征二 委員 市川 吉則 他11名
4 諮問事項	三重県地球温暖化対策実行計画について
5 調査審議結果	三重県における2007年度温室効果ガス排出量について報告を行い、三重県地球温暖化対策実行計画案（骨子）について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

6 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策実行計画部会
2 開催年月日	平成22年 9月 1日
3 委員	部会長 朴 恵淑 副部会長 向井 征二 委員 加藤 征三 他10名
4 諮問事項	三重県地球温暖化対策実行計画について
5 調査審議結果	三重県における2008年度温室効果ガス排出量（速報）及び県民・事業者アンケート結果について報告を行い、三重県地球温暖化対策実行計画の目標設定の考え方等について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

7 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成22年 8月27日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 小賀野 晶一 他3名
4 諮問事項	桑名五反田事案にかかる行政責任検証について
5 調査審議結果	諮問事項について、審議、検討を行った。
6 備考	

8 三重県自動車廃物認定委員会

1 審議会等の名称	三重県自動車廃物認定委員会
2 開催年月日	平成22年 9月 7日
3 委員	委員長 寺川 史朗 委員 伊賀 恵 他6名
4 諮問事項	放置自動車の廃物認定について（県有地2件）
5 調査審議結果	審議案件2件について、廃物と判断された。
6 備考	

9 三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年 7月 1日
3 委員	委員長 荻原 彰 委員 土田 繁 他3名
4 諮問事項	三重県環境学習情報センター指定管理者審査基準（案）について
5 調査審議結果	審査基準（案）について審議し、原案どおり決定された。
6 備考	

10 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成22年 6月15日
3 委員	会 長 高橋 正博 委 員 芹沢 俊介 他12名
4 諮問事項	青山高原ウインドファーム風力発電増設事業に係る環境影響評価準備書について
5 調査審議結果	事業者から事業の説明を受けて環境影響評価の審議を行った。
6 備考	

11 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成22年 8月10日
3 委員	会 長 高橋 正博 委 員 芹沢 俊介 他8名
4 諮問事項	青山高原ウインドファーム風力発電増設事業に係る環境影響評価準備書について
5 調査審議結果	諮問事項について環境影響評価の2回目の審議を行った。
6 備考	

12 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成22年 9月 2日
3 委員	会 長 高橋 正博 委 員 武本 行正 他11名
4 諮問事項	三重中央開発(株)管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書について
5 調査審議結果	事業者から事業の説明を受けて環境影響評価の審議を行った。
6 備考	

1 3 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成22年 9月 7日
3 委員	会 長 加治佐 隆光 副会長 富田 寿代 委 員 伊藤 千鶴 他9名
4 諮問事項	みえ生物多様性地域戦略（案）について
5 調査審議結果	みえ生物多様性地域戦略（案）について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

1 4 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 鳥獣部会
2 開催年月日	平成22年 9月 7日
3 委員	副 部 会 長 伊藤 千鶴 委 員 島 孝彦 他3名
4 諮問事項	第10次鳥獣保護事業計画の変更について
5 調査審議結果	第10次鳥獣保護事業計画の変更について審議し、原案どおり決定された。
6 備考	

1 5 三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年7月13日
3 委員	委員長 河邊 毅寿 委 員 赤木 邦男 他5名
4 諮問事項	三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者審査基準及び配点表（案）について
5 調査審議結果	三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者審査基準及び配点表（案）について審議し、原案どおり決定された。
6 備考	